

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	福祉手当等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、福祉手当等に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和4年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉手当等に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」、「特別児童扶養手当」、及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の「経過的福祉手当」に関する認定・支給等の事務である。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害児福祉手当、特別障害者手当の認定等の申請の受理、審査 ② 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する届出の受理、審査 ③ 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給に関する事務 ④ 特別児童扶養手当の認定等の申請の受理、審査、栃木県への進達 ⑤ 特別児童扶養手当に関する届出の受理、審査、栃木県への進達
③システムの名称	手当支給システム、SWAN(宛名)システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
手当情報ファイル 支給停止情報ファイル 所得状況ファイル 支給ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 47項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条 <p>【特別児童扶養手当に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 46項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>■情報提供の根拠</p> <p>【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当事務に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二 9項、12項、15項、19項、26項、56項の2、87項、110項、119項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 <p>(特別児童扶養手当に関する事務については、情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情報提供は実施しない。)</p> <p>■情報照会の根拠</p> <p>【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二 67項、68項、69項、85項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2 <p>【特別児童扶養手当に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 66項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係 0289-63-2127

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何らか	[1,000人未満(任意実施)]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 小林和弘	障がい福祉課長 田野井秀雄	事後	
平成29年6月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成29年6月20日	事後	
平成29年6月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成29年6月20日	事後	
平成31年3月22日	評価書名	国手当支給に関する事務	福祉手当等に関する事務	事後	
平成31年3月22日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	鹿沼市は、国手当支給に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	鹿沼市は、特別障害者手当等の福祉手当及び特別児童扶養手当に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成31年3月22日	I 1①事務の名称	国手当支給に関する事務	福祉手当等に関する事務	事後	
平成31年3月22日	I 1②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律に則り認定業務、支給要件確認業務、支給業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②認定要件、受給要件に必要な各種情報の照会 ③転入前の手当台帳情報照会	当該事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」、「特別児童扶養手当」、及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の「経過的福祉手当」に関する認定・支給等の事務である。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 障害児福祉手当、特別障害者手当の認定等の申請の受理、審査 ② 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する届出の受理、審査 ③ 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の支給に関する事務 ④ 特別児童扶養手当の認定等の申請の受理、審査、栃木県への進達 ⑤ 特別児童扶養手当に関する届出の受理、審査、栃木県への進達	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 3法律上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第47項	<p>【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 47項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条 <p>【特別児童扶養手当に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 46項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条 	事後	
平成31年3月22日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の67、68、69、85の項	<p>■情報提供の根拠</p> <p>【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当事務に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二 9項、12項、15項、19項、26項、56項の2、87項、110項、119項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 <p>(特別児童扶養手当に関する事務については、情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情報提供は実施しない。)</p> <p>■情報照会の根拠</p> <p>【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表別表第二 67項、68項、69項、85項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2 <p>【特別児童扶養手当に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 66項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条 	事後	
平成31年3月22日	I 5①部署	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係	鹿沼市保健福祉部障がい福祉課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 5②所属長の役職名	障がい福祉課長 田野井秀雄	障がい福祉課長	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月20日	平成31年2月1日	事後	
平成31年3月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月20日	平成31年2月1日	事後	
平成31年3月22日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和2年7月15日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報提供の根拠 【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的祝福手当事務に関する事務】 ・番号法第19条第7号別表第二 9項、12項、15項、19項、26項、56項の2、87項、110項、119項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 (特別児童扶養手当に関する事務については、情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情報提供は実施しない。)</p> <p>■情報照会の根拠 【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的祝福手当に関する事務】 ・番号法第19条第7号別表別表第二 67項、68項、69項、85項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2 【特別児童扶養手当に関する事務】 ・番号法第19条第7号 別表第二 66項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条</p>	<p>■情報提供の根拠 【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的祝福手当事務に関する事務】 ・番号法第19条第8号別表第二 9項、12項、15項、19項、26項、56項の2、87項、110項、119項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 (特別児童扶養手当に関する事務については、情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情報提供は実施しない。)</p> <p>■情報照会の根拠 【障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的祝福手当に関する事務】 ・番号法第19条第8号別表別表第二 67項、68項、69項、85項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2 【特別児童扶養手当に関する事務】 ・番号法第19条第8号 別表第二 66項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条</p>	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月30日 時点	事後	
令和3年10月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月30日 時点	事後	